

○おいらせ町特定用途制限地域に関する条例施行規則

令和3年3月15日

規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、おいらせ町特定用途制限地域に関する条例（令和3年おいらせ町条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特例許可の建築物の土地)

第2条 条例第8条第1項（条例第9条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により町長が許可する建築物の立地については、地形、環境等の自然条件、雇用、交通、土地利用及び産業等の社会経済条件を総合的に勘案し、認めた土地であることとする。

(特例許可の申請等)

第3条 条例第8条第1項の規定による特例許可（以下「特例許可」という。）を申請する者は、建築物特例許可申請書（様式第1号）又は工作物特例許可申請書（様式第2号）（以下これらを「許可申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して町長に2部提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 配置図
- (3) 各階平面図
- (4) 求積図
- (5) 2面以上の立面図
- (6) 現況写真
- (7) 工場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供する建築物については、工場等調査書（様式第3号）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(許可)

第4条 町長は、特例許可をしたときは、許可通知書（様式第4号）に当該特例許可に係る許可申請書及びその添付書類を添えて、申請者に通知するものとする。

2 町長は、特例許可をしないときは、不許可通知書（様式第5号）に当該特例許可に係る許可申請書及びその添付書類を添えて、申請者に通知するものとする。

3 第1項に規定する許可通知書は、交付日以降に当該許可に係る敷地における特定用途制限地域について都市計画の変更告示が行われた場合、その効力を失うものとする。

(特例許可に係る事項の変更許可申請)

第5条 特例許可を受けた者は、当該特例許可に係る建築物又は工作物の工事が完了する前に、当該許可に係る事項の変更(ただし、次条に定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、変更許可申請書(様式第6号)に、当該特例許可に係る許可通知書の写し及び第3条に掲げる添付書類のうち当該変更に係るものを添えて、町長に申請しなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合にこれを準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「特例許可」とあるのは「変更許可」と読み替えるものとする。

(軽微な変更)

第6条 前条第1項に規定する軽微な変更は、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第3条の2第1項又は第4項に規定するものとする。

2 特例許可を受けた者は、前項の軽微な変更をしたときは、遅延なく、変更届出書(様式第7号)に、当該特例許可に係る許可通知書の写し及び第3条に掲げる添付書類のうち当該変更に係るものを添えて、町長に届け出なければならない。

(許可の取消し)

第7条 町長は、偽りその他不正の行為により特例許可を受けた者及び条例第8条第1項に規定する要件に違反した者に対して、特例許可取消通知書(様式第8号)の交付により、その特例許可を取り消すことができる。

(証明書の交付)

第8条 条例の規定に適合していることを証する書面の交付を受けようとする者は、証明申請書(様式第9号)に第3条各号に掲げる書類を添えて、町長に提出することができる。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において、都市計画法第20条第1項の規定によるおいらせ都市計画特定用途制限地域の決定の告示の日から施行する。

様式第2号(第3条関係)

工作物特例許可申請書

(第1面)

おいらせ町特定用途制限地域に関する条例第8条第1項の規定による許可を申請します。
この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

おいらせ町長 様 年 月 日
申請者 住所
氏名又は名称
(電話)

【築造主】

【氏名のフリガナ】

【氏名】

【郵便番号】

【住所】

【電話番号】

【代理者】

【氏名のフリガナ】

【氏名】

【郵便番号】

【住所】

【電話番号】

【設計者】

【資格】 () 建築士 () 登録第 号

【氏名】

【建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【郵便番号】

【所在地】

【電話番号】

※受付欄	※許可年月日 年 月 日	※許可番号 第 号
	※許可条件	

(注)

※印は記入しないでください。

(第2面)

【敷地の位置】

【地名地番】

【特定用途制限地域の名称】

【その他の区域】

【工作物の概要】

【用途】 (区分)

【高さ】

【工事種別】 新築 増築 改築 その他 ()

【工事着手予定年月日】 年 月 日

【工事完了予定年月日】 年 月 日

【備考】

様式第3号(第3条関係)

工場等調書

1	業種				
2	原動機を使用する作業場		申請部分	申請部分以外の部分	合計
		建築面積			
		延べ面積			
3	物品の製造、処理又は加工	原材料の種類	製造、処理又は加工の別		
4	製品の最大貯蔵量又は最大処理量				
5 原動機		種類	出力(Kw)	台数	
	既存				
	計				
6 機械設備		名称	既存台数	申請台数	合計
7 危険物の貯蔵又は処理	種類	貯蔵又は処理の別	数量又は容量		
			既存	申請	合計

様式第4号(第4条関係)

許可通知書

年 月 日

申請者

様

おいらせ町長



1 申請年月日 年 月 日

2 許可年月日 年 月 日

3 許可番号第 号

4 建築(築造)場所

5 建築物の概要 主要用途
工事種別
延べ面積(築造面積)
申請部分
申請以外の部分
合 計
申請棟数(工作物の数)

6 許可条件

上記の特例許可申請に係る建築物の計画について、おいらせ町特定用途制限地域に関する条例(以下「条例」という。)第8条第1項の規定に基づき許可したので、通知します。

(注)

- 1 この通知書は、大切に保管してください。
- 2 この通知書は、条例第4条(建築物の用途の制限)で制限を受ける建築物等について、特例により許可するものであり、本通知書をもって建築確認申請が省略されるものではありません。
- 3 他の法令等による手続が必要な場合は、その規定に従ってください。

様式第5号(第4条関係)

不許可通知書

年 月 日

申請者 様

おいらせ町長



年 月 日付で申請のあった特例許可に係る建築物の計画について、次の理由により許可をしないこととしたので、通知します。

(理由)

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、おいらせ町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、おいらせ町を被告として(訴訟において町を代表する者はおいらせ町長となります。)、処分の取消しの訴えを提訴することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提訴することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求した場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求した場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提訴することが認められる場合があります。

様式第6号(第5条関係)

変更許可申請書
(第1面)

おいらせ町特定用途制限地域に関する条例第8条第1項の規定による許可を申請します。
この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

おいらせ町長 様
年 月 日
申請者 住所
氏名又は名称
(電話)

【変更する建築物(工作物)の許可】
【許可番号】
【許可年月日】
【建築(築造)場所】
【建築物(工作物)又はその部分の概要】

【計画変更の理由及び概要】

【新建築(築造)主】
【氏名のフリガナ】
【氏名】
【郵便番号】
【住所】
【電話番号】

【旧建築(築造)主】
【氏名のフリガナ】
【氏名】
【郵便番号】
【住所】
【電話番号】

※受付欄	※許可年月日 年 月 日	※許可番号 第 号
	※許可条件	

(注)

- ※印は記入しないでください。
- 第2面及び第3面の様式は、建築物特例許可申請書(様式第1号)の第2面及び第3面又は工作物特例許可申請書(様式第2号)の第2面を使用してください。

様式第7号(第6条関係)

変更届出書
(第1面)

おいらせ町特定用途制限地域に関する条例第8条第1項の規定による許可を受けた事項について同条例施行規則第6条に規定する軽微な変更を届け出ます。

この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

おいらせ町長 様
年 月 日

申請者 住所
氏名又は名称 (電話)
設計者 住所
氏名又は名称 (電話)

【計画を変更した建築物(工作物)の許可】

【許可番号】

【許可年月日】

【建築(築造)場所】

【建築物(工作物)又はその部分の概要】

【軽微な変更の理由及び概要】

※受付欄	※許可年月日	※許可番号
	年 月 日	第 号
	※許可条件	

(注)

- ※印は記入しないでください。
- 第2面及び第3面の様式は、建築物特例許可申請書(様式第1号)の第2面及び第3面又は工作物特例許可申請書(様式第2号)の第2面を使用してください。

様式第8号(第7条関係)

特例許可取消通知書

第 号
年 月 日

様

おいらせ町長



おいらせ町特定用途制限地域に関する条例施行規則第7条の規定に基づき、次のとおり特例許可を取り消したので通知します。

- 1 許可取消年月日 年 月 日
- 2 許可年月日 年 月 日
- 3 許可番号 第 号
- 4 建築(築造)場所
- 5 建築物(工作物)の用途
- 6 取消しの理由

様式第9号(第8条関係)

おいらせ町特定用途制限地域に関する条例の規定に該当する建築物等であることの証明申請書

次のとおり、建築物等がおいらせ町特定用途制限地域に関する条例の規定に該当している旨の証明書の交付を申請します。

年 月 日

おいらせ町長 様

申請者 住所
氏名又は名称

(電話)

建築をしようとする所在等	所在地	地目	地目	m ²
	開発許可等	有・無	年月日	第号
	変更開発許可等	有・無	年月日	第号
地域の名称	<input type="checkbox"/> 産業誘導地域 <input type="checkbox"/> 住宅誘導地域 <input type="checkbox"/> 田園環境居住地域 <input type="checkbox"/> 環境共生地域 <input type="checkbox"/> 重点環境保全地域 <input type="checkbox"/> その他()			
	該当条項等	条例第4条 条例第5条 条例第7条 条例第8条 その他		
建築物(工作物)の用途、構造及び規模	工事種別			
	用途			
	構造			
	階数			
延べ床(築造面積)				

上記のとおり、おいらせ町特定用途制限地域に関する条例の規定に該当していることを証明します。

年 月 日

おいらせ町長 印

様式第1号 (第3条関係)

様式第2号 (第3条関係)

様式第3号 (第3条関係)

様式第4号 (第4条関係)

様式第5号 (第4条関係)

様式第6号 (第5条関係)

様式第7号 (第6条関係)

様式第8号 (第7条関係)

様式第9号 (第8条関係)